公益社団法人香南市シルバー人材センター 役員の報酬等及び費用弁償に関する規約

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人香南市シルバー人材センター(以下「センター」という。)定款第28条の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律(以下「公益認定法」という。)の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

(定義等)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところに よる。
 - (1) 役員とは理事及び監事をいい、専門部会とは、安全・適正推進委員会及び選考委員会をいう。
 - (2)報酬等とは、公益認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。 費用とは明確に区分されるものとする。
 - (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。
 - (4) 常勤役員とは、センターを主たる勤務場所とし、週3日以上出勤する役員をいい、 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。

(報酬の支給)

- 第3条 センターは、役員並びに委員(以下「役員等」という。)の職務遂行の対価として報酬を支給する。
- 2 役員等への報酬は日額とし、会議等への出席ごとに、別表1に定める額を年度限度額 の範囲内で支給することが出来る。
- 3 役員等には、賞与、退職手当は支給しない。
- 4 使用人を兼ねる役員等には役員報酬は支給しない。

(費 用)

- 第4条 センターは、役員等が職務の遂行に当たって負担する費用については、これを支 給する。
- 2 費用の額は、別表2のとおりとし、予算の範囲内において支給する。

(報酬等及び費用の支給日及び支給方法)

第5条 報酬等及び費用は、職務遂行後、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して、速やかに支払うものとする。

2 前項に関わらず、管外への出張等前払いを要するものについては、前もって支払うこ とができるものとする。

(公 表)

第6条 センターは、この規程をもって、公益認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(委 任)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1. この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

別表1 報酬の額

役 職 名	勤務形態	報酬日額	年度限度額
理事長	非常勤	3,000円	50,000円
副理事長	非常勤	3,000円	30,000円
常務理事	事務局長兼務		
理事	非常勤	3,000円	30,000円
監事	非常勤	3,000円	30,000円
専門部会委員	非常勤	2,000円	20,000円

[※] 常務理事は、事務局長を兼務するため本規程による報酬は、支給されない。

別表 2 費用の額

1. 管内職務に係る費用	1 キロ当たり 29 円又は公	ただし、片道2キロ以内
	共交通機関の実費	は不支給
2. 管外職務に係る費用	旅費規程に定める額	
3. その他	実費	